

に関する基礎的記録を必要とすること。

2 乗車券類の性質・様式および物品会計上、乗車券類の出納保管に関する事項を明らかにする必要があること。

乗車券簿には第1号表と第2号表との別がある。第1号表は甲・乙・丙の3片制炭酸紙式で、乗車券類の前月からの繰越数量・等級種別・駅名・経路・割合および当月中の受入番号ならびに1箇月間の発売数量・運賃・料金を記入して、甲・乙片を審査課へ提出し、丙片を控として保存する。

第2号表は1片制で、毎月初日から月末までにおいて、毎日分ごとの乗車券類の発売数量、運賃料金および係員交代の際の引継事項を記入整理するもので、毎日分ごとに別表を使用し、第1号表の残存初番号欄の位置を接合し、第1号表の上に順次つづり込んでゆく仕組みになっている。なおこの表は駅の控として保存しておく。(伊藤 孝)

じょうしゃけんるい 乗車券類 乗車券・乗船券・乗車船券・急行券・特別2等車券・特別2等船室券・寝台券・入浴券・車内補充券・特殊補充券・車内乗換券・船内乗換券・自動車区間変更券および入場券等の総称。

1 乗車券の法律上の性質

(1) 旅客運送契約は諾成契約であって、その成立には何らの方式を必要としないが、鉄道その他の旅客運送には一般に乗車券が使用されている。

乗車券は旅客運送における、旅客の乗車請求権を表象する有価証券であるというのが通説。乗車券をもって単なる証憑証券に過ぎないとして、有価証券性を否定する説があるが通説ではない。

鉄道運送に使用される無記名の普通乗車券は、乗車請求権を表象する有価証券であるが、改竄(かいきょう)によって有価証券性を失い譲渡し得ないものとなる。改竄により運送されるべき人が特定するからである。定期乗車券および回数乗車券は、乗車を請求する基本権を表象する有価証券であって、現実の乗車ごとに発生する運送契約上の権利は、この包括的な基本権の行使により支分発生するものである。記名式のものは譲渡し得ない。

回数乗車券のうち、運送区間の具体的に決定していない市街電車や乗合自動車の回数乗車券の性質については疑問がある。判例は運送業者と公衆との間に、他日成立することあるべき運送契約による乗車賃の前払があったことを証する票券に過ぎないものであって、その発行によってその所持人との間に、旅客運送契約またはその予約が成立したものと解することはできないと判示している。その結果として、回数乗車券購買者は乗車賃低減の場合には、すでに支払った運送賃との差額の返還を請求し得るとともに、増額の場合にはその不足額を支払うことを要することとなる。また票券は一種の受取証であって、運送契約上の乗車請求権を表象するものではないから、一般の乗車券とははなはだしく性質が異なっている。

(2) 鉄道運送における乗車券の記載事項については、鉄道運輸規程は通用区間・通用期間・客車の等級・運賃および発行の日付を記載することを要する旨定めている。なおこの記載事項は運輸大臣の認可を受けて省略することができる。特殊の乗車券については認可は必要でない(鉄道運輸規程第12条)。

国鉄では旅客および荷物運送規則で、乗車券の券面表示事項を定めているが、鉄道運輸規程の定める記載事項のほか、経路の表示を必要とする場合はその経路および発行駅を表示することになっている。なお臨時に発売する乗車券その他の特殊な乗車券は関係駅に掲示したのち、表示事項の一部の省略または追

加をすることができる(旅客および荷物運送規則第16条)。

乗車券はその券面記載の通用区間・通用期間・等級に対してのみ有効であるが、記名乗車券は記名本人以外の者に対し、学生生徒のように特定身分の者に対し割引運賃で発行された乗車券は、かかる身分のない者に対し、小児乗車券は大人に対してはいずれも無効である。しかし上級の等級の乗車券は下級の等級の乗車に対し有効であり、また大人用乗車券は小児の乗車に対し有効である旨、上記旅客および荷物運送規則は定めている(第23条)。

(3) 乗車券が表象する乗車請求権の内容は、乗車券の種類によって異なるが、現在国鉄で使用されている乗車券について述べるとつぎのとおりである。

普通乗車券は券面記載の等級および経路で、記載の区間を乗車することを請求する権利を表象するが、そのうち片道乗車券は1つの請求権、往復乗車券は往路および復路に対する2つの請求権、回遊乗車券は券片ごとの複数の請求権を表象する。

定期乗車券は一定期間・一定区間を方向に制限なく、幾回でも乗車することを内容とする基本的権利を表象し、現実の乗車はこの基本権から生ずる支分権の行使である。

回数乗車券は定期乗車券とだいたい同様の権利を表象するが、乗車し得る回数に制限ある点、乗車し得る者が特定の1人にかぎらない点異なる。

団体乗車券は等級・区間・経路等運送条件を同一にした、券面記載の人員を運送することを請求する権利を表象する。

貸切乗車券は客車または車室を専用し、他の旅客を混乗させないで運送することを請求する権利を表象する。

(4) 旅客が旅行を終了したときには、乗車請求権が消滅する結果、乗車券はその発行の目的を到達して効力を失う。乗車券を使用しないときでも通用期間満了で無効となる。国鉄では運送約款たる旅客および荷物運送規則で、乗車券が無効となる場合をその他にも種々定めている(第36・37・39・42条等)。無効となった乗車券は鉄道はこれを回収する必要がある。かかる乗車券を係員に交付する義務あることを前提として、鉄道営業法第18条および鉄道運輸規程第19条は、乗車券収集の際渡さない旅客に対し、割増運賃を請求し得る旨規定している。国鉄の旅客および荷物運送規則は、旅客にかかる乗車券の引渡義務あることを明文をもって規定している(第44条)。

2 国鉄の乗車券類

(1) 乗車券類の製作

現在国鉄で使用している乗車券類は、その性質および取扱の統制等を考慮して、一般印刷業者には製作させず、国鉄直営の印刷場で、原紙の受入・字模様の印刷・裁断・印刷・現品の監査等製作に関するいっさいの事項を整備し、駅に配給する制度になっている。

(2) 乗車券類の着色・字模様および紙質

乗車券類には、等級その他の識別に便ならしめるため、一定の着色を施すほか、その有価証券としての性質、偽造・変造防止、旅客に美しい感じを与える等諸般の事情を考慮して、これに一定の字模様を表示するとともに、その紙質をも一定している(*乗車券の表示事項)。

乗車券類の紙質は、大別して通称硬券(乗車券板紙)と軟券(模造または上質)とに区分される。硬券は表・しん・裏の3層合わせでその平滑度およびインキの吸収度等を配慮するの要がある。これは原則として普通乗車券・急行券(車内急行券を除く)・特別2等車券(車内特別2等車券を除く)・特別2等船室券・寝台券(外国人用を除く)・入浴券・船内乗換券・普通入場券等で、17